

令和 3 年度 10 月会議 質疑要約

令和 3 年度御船町一般会計補正予算（第 7 号）

福本議員 民生費の中で損金補助とあるが支給となる根拠、法令と基準はどうなっているか。要綱は作成されているか。

西橋福祉課長 コロナ感染拡大に伴うまん延防止等重点措置及び第 6 波に備えた感染予防対策に対する補助金である。法令審議会に要綱等を提出している。

福本議員 補助金の対象になる機関はどうなっているか。

西橋課長 町内にある医療機関、高齢者福祉施設及び障がい児・障がい者施設、新型コロナウイルス感染症予防のための補助金だ。助成額は上限が 10 万円、対象施設が 64 施設あり、令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までに感染予防対策のために購入する予定の消耗品及び備品等に関する助成をするものである。

福永議員 事業者応援交付金の概要はどうなっているか。

鶴野商工観光課長 町に事業所を有する事業者で、かつ熊本県に発出されたまん延防止等重点措置の影響により、令和 3 年 5 月、6 月、8 月、9 月、いずれかの月の売上が、前年または前々年の同月と比較して 30%以上減収していた事業者に対して、法人 20 万円、個人事業者 10 万円を経済支援として交付する。

福永議員 諸事情により単純に比較できない場合はどうなるか。

鶴野課長 新規開業の場合は、開業年の月平均売上と令和 3 年 5 月、6 月、8 月、9 月、いずれかの月のうち、減収した月との比較で減収率を算定する。合併等の取扱いは、申請者である合併後の事業所の令和 3 年、5 月、6 月、8 月、9 月のいずれかの月の売上高と、合併前の全ての事業所の前年または前々年の同月の売上高の合計との比較により減収率を算出する。その他の特例的取扱いは、熊本県の事業継続・再開支援一時金の取扱いを準用する。

福永議員 コロナ感染に関するアルコールやマスクなどの購入補助金はどうなるか。

西橋課長 補助事業として、各事業所が必要なものを事業計画を立てていただいて購入した分を、10 万円を上限として補助する。調剤薬局に対しても補助対象とする。

令和3年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）

中城議員 新センター局を企画と整備するための事業費の説明を。

野口総務課長 御船光ネットワーク民間移行に伴って、6月1日に民間移行先でありますQ T n e t（キューティーネット）と基本協定書を締結した。

新センター局新設に伴う整備費に対する補助金である。事業費として、用地費、局舎新設、加入者の装置新設、ケーブルの新設の整備費となる。その整備費に対する2分の1を、町から支給をする。

中城議員 建設場所、工事の着工、完成はいつ頃になるのか。

野口課長 御船高校グラウンドの東側を最終的な予定地としている。令和5年の1月末までには整備を完了する予定。

福永議員 無線ブロードバンド環境が変わる中、今の交渉内容が変更されることはないのか。

野口課長 協定書の中で、民間移行後10年間は必ず継続するという文言も入れてある。町民が被害に遭わないような協定になっている。民間移行後は移行先であるQ T n e tで責任を持って対応を行っていく。